

中華人民共和国全国人民代表大会における 香港の国家安全に関する決定に対する非難決議

令和2年5月29日
自由民主党
政務調査会
外交部
外交調査会

昨日(5月28日)閉幕した、中華人民共和国(以下、中国と表記)全国人民代表大会での、「香港特別行政区が国家の安全を守るための法制度及び執行メカニズムの確立に関する全国人民代表大会による決定」(以下、香港の国家安全に関する決定)について重大な懸念を表明し、以下決議する。

1、中国武漢で発生し、世界的パンデミックとなった新型コロナウイルス感染症との戦いの最中にもかかわらずあえて、英中共同声明(1984年12月19日)にある、中国は「一国二制度」、「高度な自治」の下に、香港の制度を50年間維持するという制度の根幹そのものを、中国共産党一党独裁体制の中、中国側の一存により途中で変更することは、由々しき事態であり、決して看過することはできない。「一国二制度」の中においては、香港に関わることは、香港立法会において民主的に審議するべきである。

中国に対し、民主的な議会など別の制度を導入する価値を、滅殺しないよう強く求める。

2、香港においては、従来の自由で開かれた社会が維持・継続され、民主的、安定的に発展していくことが最も重要であり、中国に対し、全人代における「香港の国家安全に関する決定」について、自由と民主主義を尊重する観点から、重大で深刻な憂慮を表明する。

3、日本政府に対しては、中国政府および香港特別行政区政府に対し、香港が約束された民主主義の原則に則り、人々との対話を優先し、関係者による自制と対話による平和的解決、「一国二制度」、「高度な自治」の下での自由で開かれた香港の維持・継続・発展、人権の尊重や法の支配について、内閣総理大臣から適切な機会を捉え働きかけるよう求める。

また、邦人保護のため適時、適切な対応・取り組みを行うよう要請する。

4、習近平国家主席の国賓訪日については、再検討も含め、政府において慎重に検討することを要請する。